

令和元年度

第30回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月29日(金) 午後1時30分～午後4時00分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	出	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	出	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 報告第1号 農地法第30条の規定による農用地利用状況調査の結果について
議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 豊頃町有地(河川敷地)の借入許可申請に関する意見について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
5. 臨席者
6. 事務局 渡辺良英事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席6番 竹下昌徳 議席7番 宝田幸子

局長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻前ですが皆さんお揃いですので只今から第 30 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p>
井下会長	<p>(挨拶要旨)</p> <p>1 委員の皆様にはお忙しい中、本日の総会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>また、先日の十勝農業委員会連合会の研修並びに東部 6 町の研修等にご参加いただきましたことを厚くお礼申し上げます。</p> <p>2 今年春先から天候等の心配が多かったわけですが、ほぼ皆さんも収穫作業も無事終えられ、すべての作物においてほぼ平年以上の出来ではなかったかと思っております。先日農済に伺ったところ今年共済金の支払い等も本町においてはほぼ発生しないであろうというお話でありました。私たち農業者にとって今年はずまずの年で、今後税金等の心配がされるのではないかと思っております。</p> <p>今日の総会ですが案件が多く、休憩をとりながら進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
局長	<p>ありがとうございました。それではこの後は、井下会長の進行により総会を進めてまいります。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号 6 番竹下委員、7 番宝田委員にお願い致します。経過報告を事務局からお願いします。</p>
局長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議長	<p>はい。只今、経過報告がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果について」を議題と致します。事務局説明願</p>

<p>係 長</p>	<p>ます。</p> <p>報告第 1 号農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果についてご説明いたします。先月実施いたしました農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果につきまして、下記のとおり報告するものでございます。</p> <p>2 ページをご覧ください。調査につきましては、10 月 18 日から 25 日までの間で 5 日間行っております。調査月日、調査地区はここに記載のとおりです。</p> <p>調査員につきましては、農業委員の皆さま、事務局職員及び町産業課職員で構成し、6 名で実施しております。調査項目は①から⑧までございますが、その結果についてはここに記載のとおり、適正に農地が利用されており問題は特に見受けられませんでした。以上で報告第 1 号の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事務局から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように報告済みといたします。続きまして 3 ページ報告第 2 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題と致します。「番号 1 番」をご審議願いたいと思いますが、委員に關係する案件ですので、委員には退席をお願いします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p> <p>再開します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>報告第 2 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」ご説明いたします。農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行規則第 53 条第 14 号に規定する標記農地転用について、下記のとおり実施したい旨届出がありましたのでご報告いたします。本案件は、認定電気通信事業者が携帯電話無線中継施設の設置を目的として、必要とする農地を賃貸借して転用を行うものでありますが、農林水産省令の定めるところにより許可不要案件となっているものです。</p> <p>番号 1 番です。届出人は東京都港区東新橋 丁目 番号</p> <p>です。土地につきましては二宮 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、所有者は二宮 番地 さんです。権利形態は賃貸借で、転用区分は永久転用です。事業目的、工期は記載のとおりであります。なお 4 ページから 6 ページに位置図、平面図等を添付してございます。</p>

	<p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります 委員が退席しておりますので、遠藤代理からご説明願います。</p>
委 員	<p>1番です。ただいま事務局から説明あったとおりでして、現地調査の際に確認しておりますが、何ら問題ないところでございますのでご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>只今、遠藤代理から説明がありましたけれども、この件について何かご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。</p> <p>(委員帰席する。)</p>
議 長	<p>再開します。 委員に申し上げますが、番号1番の件につきましては原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。</p> <p>続きまして7ページ議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。「番号1番から5番」の5件について一括審議願いたいと思います。事務局説明を願います。</p>
係 長	<p>議案第1号第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。番号1番から5番までの5件すべて基盤強化法による賃借権の設定がされておりました。番号1番から番号3番までは、さんが後継者に経営移譲を行うため、番号4番、5番については さん、さんが売買を希望されたためそれぞれ解約するもので、5件すべて引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>番号1番から3番の設定を受けていた方は二宮 番地 の さん、番号1番の設定をしていた方は二宮 番地 の さん、番号2番の設定をしていた方は二宮 番地 の さん、番号3番の設定をしていた方は二宮 番地 の さんで、土地につきましては記載のとおりです。</p> <p>次に番号4番、5番の設定を受けていた方は二宮 番地 の さん、番号4番の設定をしていた方は二宮 番地 の さん、番号5</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号2番」を説明願います。
係長	番号2番についてご説明いたします。譲渡人は統内 番地の さん、譲受人は同住所地の さんで、土地につきましては統内 番地ほか 筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² です。経営内容以降についてはここに記載のとおりです。使用貸借の期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。なお、19 ページに位置図、20 から 22 ページに求積図を添付してございます。 以上で番号2番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11月19日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明願いたいと思います。
委員	2番です。事務局から説明があったとおりでありますが、農業経営を今までされていた方は さんの息子さんである さんでした。土地の名義人は さんで、お孫さんの さんへの経営移譲に伴い土地を無償で貸し付けるということです。土地は適正に使われており何ら問題ないのでご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして23ページ議案第3号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。
係長	議案第3号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3

	<p>項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号 1 番ですが、利用権の設定を受ける方は背負 番地 さん、設定をする方は帯広市西 24 条南 2 丁目 12 番地 46 さんです。土地につきましては背負 番地 ほか 筆、地目は公簿田及び畑、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。36 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります熊野委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>9 番です。事務局より説明があったとおり、賃貸の更新で内容も前回と同様ということですので特に問題ないと思いますのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 2 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号 2 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は帯広市西 条南 丁目 番地 さん、土地につきましては二宮 番地ほか 筆、地目は公簿畑及び原野、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。37 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても更新ということで、10 月 25 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります根本委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>12 番です。事務局から説明があったとおりで、更新ということなので特に問題ないと思いますのでよろしく審議のほどお願いします。</p>

議	長	只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号3番、4番」の2件を一括ご審議願います。事務局説明願います。
係	長	番号3番、4番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮番地 さん、番号3番の利用権の設定をする方は被相続人 さん、相続人は音更町柳町南区 番地 さんほか 名です。土地につきましては二宮 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。次に番号4番の利用権の設定をする方は被相続人 さん、相続人は音更町柳町南区 番地 さんほか 名です。土地につきましては二宮 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。38 ページに位置図を添付してございますが、水玉模様で表示した部分が3番の申請地で、波線で表示した部分が4番の申請地です。 以上で番号3番、4番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この2件につきましては、11月18日に現地調査を行い、19日に調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には3番、4番いずれも泉委員がなっております。泉委員の方からご説明願いたいと思います。
委	員	2番です。事務局から説明があったとおりですが、 さん、 さんどちらもお亡くなりになったということで新規案件となっております。 さんが以前から賃借していた土地なので何ら問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。

議	長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号5番」を説明願います。
係	長	番号5番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮番地 さん、設定をする方は帯広市東 条南 丁目 番地 さんで、土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。39 ページに位置図を添付してございます。 以上で番号5番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては更新ということで、10月25日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります根本委員の方からご説明願いたいと思います。
委	員	12番です。内容につきましては事務局から説明があったとおりで、同じ条件での更新ということなので特に問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いします。
議	長	只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号6番」を説明願います。
係	長	番号6番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮番地 さん、設定をする方は音更町緑陽台南区 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。38 ページに位置図を添付してございます。斜線で表示した部分が申請地です。 以上で番号6番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても更新ということで、10月25日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります根本委員の方からご説明願いたいと思います。

委員	12 番です。事務局から説明があったとおりで、同じ条件での更新ということなので特に問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いします。
議長	只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 7 番」を説明願います。
係長	番号 7 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、設定をする方は帯広市西 条南 丁目 番地 さん、土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。40 ページに位置図を添付してございます。 以上で番号 7 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11 月 18 日に現地調査を行い、19 日に調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には加島委員がなっております。加島委員の方からご説明願いたいと思います。
委員	10 番です。事務局から説明があったとおりで、賃借期間 10 年が満了となり更新ということですが、賃料が 千円になったということで新規の案件となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	只今、加島委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 8 番」を説明願います。
係長	番号 8 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は中央新町 番地 さん、土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で

	<p>m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。41 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 8 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、11 月 18 日に現地調査を行い、19 日に調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には荻野委員がなっております。荻野委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>11 番です。ただいま事務局から説明があったとおりですが、藤井さんがさんから賃借していた土地でして、さんから さんへの相続ということで新規となりました。内容は以前と同様に調整しましたのでご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 9 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号 9 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は茂岩末広町 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。42 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 9 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては更新ということで、10 月 25 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります遠藤代理の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>1 番です。事務局から説明があったとおりで、前回同様の条件での更新となっております問題もありませんのでよろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

議	長	只今、遠藤代理から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号 10 番、11 番」の 2 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。
係	長	番号 10 番、11 番の 2 件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さんです。番号 10 番の利用権の設定をする方は二宮 番地 さん、土地につきましては二宮 番地 ほか筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。次に番号 11 番の利用権の設定をする方は二宮 番地 さん、土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。43 ページに位置図を添付してございます。斜線で表示した部分が 10 番の申請地で、波線で表示した部分が 11 番の申請地です。 以上で番号 10 番、11 番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この 2 件につきましては、11 月 18 日に現地調査を行い、19 日に調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には嘉藤委員がなっております。嘉藤委員の方からご説明願いたいと思います。
委	員	5 番です。この 2 件につきましては、議案第 1 号の合意解約のあったものであり、以前から さんと さんの間で賃貸借がされていたものです。今回貸し手の方から売買の希望があり調整したもので、地域としては問題ないということですのでよろしく審議の方お願いします。
議	長	只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。

議	長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 12 番」を説明願います。
係	長	番号 12 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は農野牛番地 さん、設定をする方は中央新町 番地 さんです。土地につきましては農野牛 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。44 ページに位置図を添付してございます。斜線で表示した部分が申請地です。 以上で番号 12 番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、更新ということで、10 月 24 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります嘉藤委員の方からご説明願いたいと思います。
委	員	5 番です。事務局から説明があったとおりで、更新の件でございますので特に問題はないと思いますのでよろしく審議のほどお願いします。
議	長	只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 13 番」を説明願います。
係	長	番号 13 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は農野牛番地 さん、設定をする方は茂岩末広町 番地 さんです。土地につきましては農野牛 番地 ほか 筆、地目は公簿田及び原野、現況畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。44 ページに位置図を添付してございます。波線で表示した部分が申請地です。 以上で番号 13 番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、更新ということで、10 月 24 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っており

	<p>ます。地元委員であります嘉藤委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>5番です。事務局から説明があったとおりで更新でございます。同一条件で土地も適正に使われており問題ないと思いますのでよろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号14番から16番」の3件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
係長	<p>番号14番から16番の3件についてご説明いたします。利用権の設定をする方は帯広市西条南丁目番地 さんです。番号14番の利用権の設定を受ける方は農野牛 番地 さん、土地につきましては農野牛 番地 ほか 筆、地目は公簿畑、原野及び牧場、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。45、46ページに位置図を添付しておりますが、いずれも斜線で表示した部分が申請地です。48、49ページには求積図を添付しております。次に番号15番の利用権の設定を受ける方は農野牛955番地 さん、土地につきましては農野牛 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。45ページに位置図を添付しております。波線で表示した部分が申請地です。次に番号16番の利用権の設定を受ける方は農野牛 番地 さん、土地につきましては農野牛 番地 の内ほか 筆、地目は公簿畑、原野及び山林、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。46、50、54ページに位置図を添付しておりますが、46ページは波線で表示した部分が申請地です。47ページ、51ページから53ページには求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号14番から16番の説明を終わります。</p>

議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この3件につきましては、11月18日に現地調査を行い、19日に調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には根本委員がなっております。根本委員の方からご説明願いたいと思います。
委 員	12番です。事務局から説明があったとおりでして、さん、さん、さんとも、道路の拡張により面積が減り新規となっており、その他の条件は以前と同じ内容で調整しましたのでよろしくご審議願います。
議 長	只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号17番から19番」の3件を一括ご審議願います。事務局説明願います。
係 長	番号17番から19番の3件についてご説明いたします。利用権の設定をする方は幕別町札内北栄町17番地3さんです。番号17番の利用権の設定を受ける方は農野牛番地さん、土地につきましては農野牛番地ほかに筆、地目は公簿畑及び山林、現況畑で、面積は合計で㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は年間、始期は令和年月日公告の日から終期は令和年月日までです。借賃は年額円、10a当たり円で、支払方法は記載のとおりです。55ページに位置図を添付しておりますが、斜線で表示した部分が申請地です。58から60ページには求積図を添付しております。次に番号18番の利用権の設定を受ける方は農野牛番地さん、土地につきましては農野牛番地の内ほかに筆、地目は公簿畑、原野、宅地及び山林、現況畑で、面積は合計で㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は年間、始期は令和年月日公告の日から終期は令和年月日までです。借賃は年額円、10a当たり円で、支払方法は記載のとおりです。55ページに位置図を添付しておりますが、波線で表示した部分が申請地です。56、57ページ、59ページから61ページには求積図を添付しております。次に番号19番の利用権の設定を受ける方は農野牛番地さん、土地につきましては農野牛番地の内ほかに筆、地目は公簿畑、宅地及び山林、現況畑で、面積は合計で㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は年間、始期は令和年月日公告の日から終期は令和年月日までです。借賃は年額円、10a当たり円で、支払方法は記載のとおりです。55ページに位置図を添付しておりますが、細かい斜

	<p>線で表示した部分が申請地です。56 ページ、57 ページには求積図を添付して ございます。</p> <p>以上で番号 17 番から 19 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては すべて更新ということで、10 月 24 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っ ております。地元委員であります嘉藤委員の方からご説明願いたいと思いま す。</p>
委 員	<p>5 番です。ただいま説明があったように、更新ということでありすべて条件 は前回と同様でございます。また農地は適正に使用されていたので特に問題な いと思いますのでご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば 受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただき ます。続きまして関連がありますので「番号 20 番、21 番」の 2 件を一括ご審 議願います。事務局説明願います。</p>
係 長	<p>番号 20 番、21 番の 2 件についてご説明いたします。利用権の設定をする方 は豊頃旭町 番地 さんです。番号 20 番の利用権の設定を受ける 方は牛首別 番地 さん、土地につきましては礼作別 41 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の 種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から 終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。次に番号 21 番の利用権の設定を受け る方は牛首別 番地 さん、土地につきましては礼作別 番地、 地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権 設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、 支払方法は記載のとおりです。62 ページに位置図を添付しております。波線 で表示した部分が 20 番の申請地で、斜線で表示した部分が 21 番の申請地です。 以上で番号 20 番、21 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても すべて更新ということで、10 月 24 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っ ております。地元委員であります泉委員の方からご説明願いたいと思いま す。</p>

委員	2番です。事務局から説明があったとおり、同条件の更新であり土地も適正に使用されておりますので何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします
議長	只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号22番」をご審議願いたいと思いますが、委員に 関係する案件ですので、委員には退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 (委員退席する。)
議長	再開します。事務局「番号22番」を説明願います。
係長	番号22番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼作別番地、設定をする方は札幌市東区東苗穂条丁目番号 さんです。土地につきましては礼作別番地の内ほか筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は年間、始期は令和年月日公告の日から終期は令和年月日までです。借賃は年額円、10a当たり円で、支払方法は記載のとおりです。63ページに位置図、64ページに求積図を添付して ございます。 以上で番号22番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11月19日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には根本委員がなっております。根本委員の方からご説明願いたいと思 います。
委員	12番です。内容につきましては事務局から説明があったとおりでして、今までは賃借期間が年でしたが今回は年ということで新規扱いとなっております。その他の条件はすべて前回同様であり特に問題はないと思いますので よろしくご審議のほどお願いたします。
議長	只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。

委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。 (委員帰席する。)
議長	再開します。 委員に申し上げますが、番号 22 番の件につきましては原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。 続きまして事務局「番号 23 番」を説明願います。
係長	番号 23 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼作別番地 さん、設定をする方は幕別町札内桜町 番地 さんです。土地につきましては礼作別 番地 の内、地目は公簿山林、現況畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。65 ページに位置図を添付しておりますが、水玉模様で表示した部分が申請地です。66 ページには求積図を添付してございます。 以上で番号 23 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、11 月 19 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には荻野委員がなっております。荻野委員の方からご説明願いたいと思いません。
委員	11 番です。事務局からの説明どおりでありまして、 さんが今まで借りていた土地ですが、 さんから さんに相続による所有者の変更ということで新規となっています。ご審議のほどよろしく願います。
議長	只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いません。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 24 番」を説明願います。
係長	番号 24 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼作別番地 さん、設定をする方は幕別町札内桜町 番地 さんです。土地につきましては礼作別 番地 の内ほか 筆、地目は公簿、

	<p>現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。65 ページに位置図を添付しておりますが、斜線で表示した部分が申請地です。66 ページ、67 ページには求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 24 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては更新ということで、10 月 24 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります嘉藤委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>5 番です。事務局から説明があったとおりで、更新でございますが、先ほどの 23 番の案件の隣接地です。土地は適正に使われており特に問題ないと思いますのでよろしく審議の方をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号 25 番から 27 番」の 3 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
係 長	<p>番号 25 番から 27 番の 3 件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は統内 458 番地 さんです。番号 25 番の利用権の設定をする方は農野牛 167 番地 3 さん、土地につきましては統内 番地ほか 筆、地目は公簿畑及び原野、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。68 ページに位置図を添付しております。次に番号 26 番の利用権の設定をする方は統内 番地 さん、土地につきましては統内 番地の内ほか 筆、地目は公簿畑、原野及び宅地、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。69 ページに位置図を添付しておりますが、斜線で表示した部分が申請です。70 ページには求積図をしてございます。次に番号 27 番の利用権の設定をする方は統内 番地 さん、土地につきましては統内 番地ほか 筆、地目は公簿宅地及び畑、現況畑で、面積は合計で</p>

	<p>m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。69 ページに位置図を添付しておりますが、波線で表示した部分が申請地です。</p> <p>以上で番号 25 番から 27 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても更新ということで、10 月 24 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>2 番です。事務局から説明があったとおりで、内容等について同条件で更新ということで何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号 28 番、29 番」の 2 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
係 長	<p>番号 28 番、29 番の 2 件についてご説明いたします。利用権の設定をする方は統内 番地 さんです。番号 28 番の利用権の設定を受ける方は統内 番地 さん、土地につきましては統内 番地の内ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。次に番号 29 番の利用権の設定を受ける方は茂岩栄町 番地 さん、土地につきましては統内 番地ほか 筆、地目は公簿畑、原野、雑種地及び宅地、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。71 ページに位置図を添付しておりますが、斜線で表示した部分が 28 番の申請地で、水玉模様で表示した部分が 29 番の申請地となっております。72 ページから 74 ページには求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 28 番、29 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても</p>

委員	すべて更新ということで、10月24日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方からご説明願いたいと思います。
議長	2番です。この案件についても更新であり同一条件で一年間の更新となります。土地も問題なく適正に使われておりますので何ら問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願います。
委員	只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。審議の途中ですが午後2時45分まで休息のため暫時休憩とします。
議長	休憩前に引き続き再開します。 事務局「番号30番」を説明願います。
係長	番号30番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃南町番地 さん、設定をする方は茂岩栄町 番地 さんで、土地につきましては幌岡 番地ほか 筆、地目は公簿畑、牧場及び山林、現況畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。75、76ページに位置図を、77ページから80ページには求積図を添付してございます。 以上で番号30番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても更新ということで、10月18日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります竹下委員、加島委員の方からそれぞれご説明願いたいと思います。はじめに幌岡 番地から幌岡 番地までの8筆について竹下委員お願いします。
委員	6番です。この案件につきましては前回同様ということで当時者双方から申し出があり更新ということになっております。幌岡の8筆については前回10a当たり 円ということで調整しております。よろしくご審議願います。
議長	次に豊頃 番地 から豊頃 番地 までの 筆について加島委員お願いします。

委員	10 番です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。豊頃地番については 10 a 当り 円で前は調整されております。適切に使用されており地域でも問題ありませんのでよろしくご審議のほどお願いします。
議長	只今、竹下委員、加島委員からそれぞれ説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号 31 番、32 番」の 2 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。
係長	番号 31 番、32 番の 2 件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃南町 番地 さん、番号 31 番の利用権の設定をする方は中央新町 番地 さん、土地につきましては豊頃 番地 ほか 筆、地目は公簿畑及び公衆用道路、現況畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。 次に番号 32 番の利用権の設定をする方は豊頃佐々田町 番地 さん、土地につきましては豊頃 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。81 ページに位置図を添付しておりますが、斜線で表示した部分が 31 番の申請地で、水玉模様で表示した部分が 32 番の申請地です。 以上で番号 31 番、32 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11 月 19 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には泉委員がなっております。泉委員の方からご説明願いたいと思います。
委員	2 番です。事務局から説明がありましたが、この案件はどちらも農協の転貸により賃借権が設定されておりましたが、期間満了となり転貸事業もなくなり新規案件となっております。 さんの一部の土地に の鉄塔設置による面積の減もありましてこれも含めましての新規ということですので何ら問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願います。
議長	只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受

	け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 33 番」を説明願います。
係長	番号 33 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は牛首別番地 さん、設定をする方は豊頃 番地 さんで、土地につきましては豊頃 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。82 ページに位置図、83 ページ、84 ページに求積図を添付してございます。以上で番号 33 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、11 月 19 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には嘉藤委員がなっております。嘉藤委員の方からご説明願いたいと思います。
委員	5 番です。事務局から説明があったとおりでして、農協転貸での賃借が今回終了したということで、転貸事業もなくなり同条件で新規で賃借するというものです。土地についても適正に使われておりましたのでこのように調整いたしました。よろしくご審議お願いします。
議長	只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号 34 番、35 番」の 2 件を一括ご審議願いたいと思いますが、委員に關係する案件ですので、委員には退席をお願いします。事務局説明願います。 暫時休憩いたします。 (委員退席する。)
議長	再開します。事務局「番号 34 番、35 番」の 2 件を一括説明願います。

<p>係 長</p>	<p>番号 34 番、35 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃 番地 さん、34 番の設定をする方は豊頃 番地 さんです。土地につきましては豊頃 番地の内ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。次に 35 番の設定をする方は埼玉県北本市二ツ家 番地 さんです。土地につきましては豊頃 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。なお、85 ページに位置図を添付しておりますが、波線で表示した部分は 34 番の申請地、斜線で表示した部分が 35 番の申請地です。86 ページ、87 ページには求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 34 番、35 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、11 月 19 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には荻野委員がなっております。荻野委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>11 番です。事務局から説明があったとおりでして、この案件は さんが さんから以前から借りていた土地ですが農協転貸で賃借していたものが期間満了となっており新規となっています。 さんの案件ですがこちらは契約期間の変更でこのように調整いたしました。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。</p> <p>(委員帰席する。)</p>
<p>議 長</p>	<p>再開します。 委員に申し上げますが、番号 34 番、35 番の 2 件につきましては原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。</p> <p>続きまして事務局「番号 36 番」を説明願います。</p>

係長	<p>番号 36 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内番地 さん、設定をする方は池田町字清見 番地 さんで、土地につきましては礼文内 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m^2、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。88 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 36 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては更新ということで、10 月 23 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります荻野委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>11 番です。こちらの案件は前回と同様の条件での更新ということで、土地も適正に使用されおり特に問題ないと思いますのでご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号 37 番、38 番」の 2 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
係長	<p>番号 37 番、38 番についてご説明いたします。利用権の設定をする方は帯広市西 条南 丁目 さん、37 番の設定を受ける方は十弗 番地 さんです。土地につきましては十弗 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m^2、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。次に 38 番の設定を受ける方は十弗 番地 さんです。土地につきましては十弗 番地の内ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m^2、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。</p> <p>なお、89 ページに位置図を添付しておりますが、斜線で表示した部分は 37 番の申請地、水玉模様で表示した部分が 38 番の申請地です。90 ページには求</p>

	<p>積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 37 番、38 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11 月 19 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には根本委員がなっております。根本委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>12 番です。事務局から説明があったとおりでして、農協転貸が終了したということなので新規扱いとなっておりますが、条件については今までと同じ条件での更新ですので特に問題ないと思いますのでよろしく審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 39 番」を説明願います。</p>
係長	<p>番号 39 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は湧洞番地 さん、設定をする方は音更町北鈴蘭南 丁目 番地 さんで、土地につきましては湧洞 番地ほか 筆、地目は公簿原野及び畑、現況畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。91 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 39 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。湧洞の案件ですので私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>事務局から説明あったように同条件での更新ということで地域的にも問題ございませんし、農地も適正に使用されていたことをご報告します。</p>
議長	<p>この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>

議	長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 40 番」を説明願います。
係	長	番号 40 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は旅来 番地 さん、設定をする方は幕別町札内春日町 番地 さんで、土地につきましては旅来 番地 ほか 筆、地目は公簿畑、牧場及び宅地、現況畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。92 ページに位置図を添付してございます。波線で表示している部分が申請地です。 以上で番号 40 番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。旅来の案件ですので私の方から説明をさせていただきます。 事務局から説明あったように同条件での更新ということで地域的にも問題ございませんし、農地も適正に使用されていたことをご報告します。
議	長	この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 41 番」を説明願います。
係	長	番号 41 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節 番、設定をする方は茂岩 番地 さんで、土地につきましては旅来 番地ほか 筆、地目は公簿原野、山林、畑及び保安林、現況畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。93 ページに位置図、94 ページに求積図を添付してございます。 以上で番号 41 番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11 月 18 日に現地調査を行い、19 日に調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には荻野委員がなっております。荻野委員の方からご説明願いたいと思います。

委員	<p>11 番です。事務局から説明があったとおりで、この案件は が以前から借りていた土地で所有者が さんから さんへ相続がされたということで新規ということになっています。あとは以前と同じということで特に問題はないということで調整いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして 95 ページ議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致しますが、関連がありますので「番号 1 番から 4 番」までの 4 件を一括ご審議願ひます。事務局説明願ひます。</p>
係長	<p>議案第 4 号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願ひご審議願ひしたいと思います。</p> <p>それでは番号 1 番から 4 番までの 4 件についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、番号 1 番の設定をする方は二宮 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地ほか 筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。99 ページに位置図、100 ページに求積図を添付してございます。次に番号 2 番の設定をする方は二宮 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地の内ほか 筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。101 ページに位置図、102 ページに求積図を添付してございます。次に番号 3 番の設定をする方は二宮 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地ほか 筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日</p>

	<p>から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。18 ページに位置図を添付してご ざいます。波線で表示している部分が申請地です。次に番号 4 番の設定をする 方は湧洞 番地 さんです。土地につきましては湧洞 番地ほか 筆で、地目は公簿原野、畑、山林及び雑種地、現況畑で、面積は合計で ㎡です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は 令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は 年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。103 ページ、105 ページに位置図、104 ページに求積図を添付してご ざいます。 以上で番号 1 番から 4 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、 11 月 18 日に現地調査を行い、19 日に調整会議を取り行っておりまして、調整 委員長には 4 件とも加島委員がなっております。加島委員の方からご説明願 いたいと思います。</p>
委 員	<p>10 番です。ただいま事務局から説明があったとおりでございまして、1 番、 2 番、3 番につきましては、議案第 1 号で合意解約のあった案件でござ います。 さんから さんに経営移譲するということなので地域 的にも問題ないと思われまますのでご審議のほどよろしくお願 いします。</p>
議 長	<p>只今、加島委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば 受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして関連がありますので「番号 5 番、6 番」の 2 件を一括ご審議 願います。事務局説明願います。</p>
係 長	<p>番号 5 番、6 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は中央 新町 番地 さん、5 番の設定をする方は帯広市西 条南 丁目 番地 さんです。土地につきましては十弗 番地の内ほか 筆 で、地目は公簿牧場及び畑、現況畑で、面積は合計で ㎡です。利用権 設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告 の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当 たり 円で、支払方法は記載のとおりです。106 ページに位置図、107 ペ ージ、108 ページに求積図を添付してご ざいます。次に 6 番の設定をする方は 十弗 番地 さんです。土地につきましては十弗 番地の内ほ か 筆で、地目は公簿牧場、畑及び山林、現況採草放牧地及び畑で、面積は</p>

	<p>合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。109 ページに位置図、110 ページから 113 ページに求積図を添付してごさいます。</p> <p>以上で番号 5 番、6 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11 月 19 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には 泉委員がなっております。泉委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>2 番です。5 番の さんの土地につきましては、 さんからの相続によるものでございまして名義の変更による新規扱いです。6 番の さんの土地につきましては一部本人名義の土地もありましたが、 さんからの相続によるもので新規扱いということで本人名義であった土地と合わせての面積となっています。何ら問題はないかと思われまますのでよろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませつか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございしますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 7 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号 7 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は北栄 番地 さん。設定を行う方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地 さんです。土地につきましては北栄 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。114 ページに位置図を添付してごさいます。</p> <p>以上で番号 8 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては 8 月 19 日に現地調査及び調整会議を取り行っておりまして、調整委員長の泉委員には 8 月 28 日の総会を含め、この案件についての報告を数回受けておりますので、今回は説明を省かせていただきます。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませつか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号8番」を説明願います。
係長	番号8番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は旅来 番地 さん、設定をする方は旅来 番地 さんで、土地につきましては旅来 番地ほか 筆、地目は公簿牧場及び畑、現況畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。115 ページに位置図を添付してございます。 以上で番号8番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては更新ということで、10月21日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。旅来の案件ですので私の方から説明をさせていただきます。 事務局から説明あったように同条件での更新ということで地域的にも問題ございませんし、農地も適正に使用されていたことをご報告します。
議長	この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号9番、10番」の2件を一括ご審議願います。事務局説明願います。
係長	番号9番、10番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は旅来 番地 さん、9番の設定をする方は幕別町札内春日町 番地 さんです。土地につきましては旅来 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。92 ページに位置図を添付してございます。斜線で表示した部分が申請地です。次に10番の設定をする方は帯広市西 条北 丁目 番地 さんです。土地につきましては旅来 番地 ほか 筆で、地目は公簿畑及び牧場、現況畑で、面積は合計で m ² です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり

	<p>円で、支払方法は記載のとおりです。116 ページに位置図を添付してごさいます。</p> <p>以上で番号 9 番、10 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11 月 18 日に現地調査を行い、19 日に調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には嘉藤委員がなっております。嘉藤委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>5 番です。9 番、10 番共に以前から さんが賃借していた土地ですが、9 番に関しましては さんが耕作に適さない土地も若干借りておりましてその部分を解約したということで面積の変更がありました。他の内容については同条件でございます。10 番に関しましては さんと賃貸借していましたが さんが相続を受けたということで所有者の変更でございます。内容は同条件です。よろしく審議の方をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませつか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして 117 ページ議案第 5 号「豊頃町有地（河川敷地）の借入許可申請に関する意見について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>議案第 5 号豊頃町有地（河川敷地）の借入許可申請に関する意見についてご説明いたします。下記の件につきまして河川敷地の権利譲渡申請のため意見を付したいので農業委員会等に関する法律第 6 条第 4 項の規定により、ご審議を願うものです。</p> <p>番号 1 番についてご説明いたします。池田町 さんの経営廃止に伴い経営地を処分するものでありまして、河川敷地の占用権利の譲渡を目的に、豊頃町に対して申請を行うためご審議を願うものです。譲渡人は池田町字川合 番地 さん、譲受人は池田町字千代田 番地 さんです。申請場所は北栄 番地地先及び北栄 番地地先で面積は合計で m²です。 さんの経営内容はここに記載のとおりです。118 ページに位置図を添付してごさいます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、</p>

	<p>11月19日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>4番です。この件に関しましては9月の総会での　さんと　さんの賃貸の関係する土地の周りが豊頃町の河川敷ということで今度、　さんが利用するという申請であります。地域的には問題ないと思いますのでよろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>只今、村上委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして119ページ議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。</p>
係長	<p>議案第6号農業振興地域整備計画の変更に関する意見について説明いたします。このことについて、次により豊頃町長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による諮問がありましたので、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見を附したいのでご審議願うものです。</p> <p>番号1番ですが、土地の表示については牛首別　番地　の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は　㎡です。変更申出者は牛首別　番地　さん、申請目的は牧草ロール置場の造成のためであります。現在の用途区分は農地ですが、変更をして農業用施設用地として利用しようとするものです。農地に牧草ロール置場の造成をするには、農地法の転用許可についても必要になりますが、農業振興地域整備計画を変更することが転用許可の前提条件であることから、先にご審議願うものです。</p> <p>なお、121ページに申請位置図、122ページに配置図及び求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>9番です。ただいま事務局より説明があったとおりで、ラップ牧草を作る場所また置き場所が手狭となったということですので、特に問題ないと思われまますのでご審議よろしくお願いします。</p>

議	長	只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号2番」をご審議願いたいと思いますが、委員に係る案件ですので、委員には退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 (委員退席する。)
議	長	再開します。事務局「番号2番」を説明願います。
係	長	番号2番ですが、土地の表示については統内番地で、地目は公簿山林、現況畑で、面積は㎡です。変更申出者は礼作別番地、申請目的は草地造成のためであります。現在は農用地区域からの除外地ですが、農用地区域へ編入をして農用地として利用しようとするものです。123 ページに申請位置図を添付しております。 以上で番号2番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、11月19日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明願いたいと思います。
委	員	2番です。この土地は以前が所有していた山林でありまして、伐採した後が購入したものです。伐根等進めておりまして草地の造成に向けて準備中であり、今後農地になるだろうと思いますのでよろしくご審議願います。
議	長	只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。 (委員帰席する。)

議 長	再開します。 委員に申し上げますが、番号2番の件につきましては原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。 続きまして事務局「番号3番」を説明願います。
係 長	番号3番ですが、土地の表示については礼文内 番地 ほか 筆で、地目は公簿畑、現況原野で、面積は合計で m ² です。変更申出者は池田町字清見 番地 さん、申請目的は現況非農地であり農業目的利用の見通しがないと判断したためであります。この申請地につきましては 月 日開催の総会において土地の現況証明願いについて審議いただいた案件であり、現在用途区分は農地となっておりますが除外をしようとするものです。124ページに申請位置図を添付してございます。125ページ、126ページに配置図等を添付してございます。 以上で番号3番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、11月19日に現地調査を実施しております。地元委員であります荻野委員からご説明願いたいと思います。
委 員	11番です。事務局から説明があったとおりです。9月に現況証明願いの申請があり、総会で審議いただいた土地で、農地として利用する見込みがないので問題ないと思いますのでよろしくご審議願います。
議 長	只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。
局 長	以上をもちまして総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 からお挨拶をいただきます。 (閉会の挨拶) 閉 会